

周南市管理職手当支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市管理職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市管理職手当支給条例の一部を改正する条例

周南市管理職手当支給条例（平成15年周南市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考 この表に規定する部等の長、部の次長等、課等の長及び課長補佐等については、規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市管理職手当支給条例新旧対照表

現行	改正案
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(略)</p> <p><u>備考</u> この表に規定する部等の長、部の次長等、課等の長及び課長補佐等については、<u>級別職務区分表（平成15年周南市告示第2号）の定めるところによる。</u></p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(略)</p> <p><u>備考</u> この表に規定する部等の長、部の次長等、課等の長及び課長補佐等については、<u>規則の定めるところによる。</u></p>